

## 非常変災時における措置について

### 《震度5弱以上の地震が発生した場合》

- ① 枚方市において、震度5弱以上の地震が発生した場合、以下の対応となる。  
(市のホームページ、防災無線、テレビ、ラジオ等の情報を確認する)
- ② 家庭内で身を守る場所や、登下校中に地震が発生した時の一時避難できる安全な場所の確認をする。
- ③保護者への引き渡し下校の際は、学校からの連絡に基づいて対応する。

| 状況  | 震度5弱以上の地震が発生  |
|-----|---|
| 登校前 | <u>臨時休業</u><br>※前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とする。<br>※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。 |
| 登校中 | 児童は、危険な場所を避け、安全な場所<br>(公園・近くの学校の校庭等) へ一時的に避難<br>↓<br>揺れがおさまった後、原則として登校                      |
| 在校時 | 地震時は身を守る行動をとり、揺れがおさまったら、<br>余震に備えて校庭へ避難<br>⇒ <u>以降、臨時休業</u><br>(保護者へ連絡後、引き渡し)               |
| 下校中 | 児童は危険な場所を避け、安全な場所<br>(公園・近くの学校の校庭等) へ一時的に避難<br>↓<br>揺れがおさまった後、原則として自宅へ                      |

#### ※留守家庭児童会室の対応について

- ① 登校前から在校時までの間に地震が発生し、学校が臨時休業した場合、留守家庭児童会室は臨時休室となる。
- ② 留守家庭児童会室在室時に地震が発生した場合は、学校対応の「在校時」に準じた対応とする。
- ③ 三季休業中など(学校休業日に留守家庭児童会室を開室する日に)に発生した場合も、上表に準じた対応となる。

## 《風水害等発生時》

※東部大阪とは、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、東大阪市、四條畷市、交野市を含みます。

### 1 午前7時現在

枚方市に

特別警報が発表されているときは、**臨時休校**。

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報のいずれかが発表されているときは、登校させないで**自宅待機**。

### 2 午前9時現在

枚方市に

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除されたときは、第2校時より授業を行います。(9時35分までに集団登校させてください。学校給食はありますので、下校は平常通りです。)

いずれかが発表中の場合は、引き続き**自宅待機**とします。

### 3 午前10時現在

枚方市に

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除されたときは、第3校時より授業を行います。(10時45分までに集団登校させてください。学校給食はありませんので、午前中授業で下校します。)

いずれかが発表中の場合は、**臨時休校**とします。

### 4 登校後

枚方市に

特別警報が発表されたときは、原則として学校待機とし、状況によって教育委員会と連携して対応します。

暴風警報・暴風雪警報・洪水警報が発令されたときは、原則、各学校園に待機します。

学校が雨量の状況をふまえながら、通学路の安全確認を行うとともに、土砂災害警戒情報や避難指示の発表、発令の諸般の事情を勘案し、子どもの安全の確保が確認できましたら、小学校は引き渡し下校をします。なお、下校開始時刻等は、学校よりミルメール等でお知らせします。

### 5 留守家庭児童会

詳細は、留守家庭児童会室にご確認ください。